



サツキ

高井会計だより

編集 発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日
4日・みどりの日
5日・こどもの日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	
木	5	19	
金	6	20	
土	7	21	
日	8	22	
月	9	23	
火	10	24	
水	11	25	
木	12	26	
金	13	27	
土	14	28	

5月の税務と労務

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月16日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 5月31日
- 地方税 / 自動車税・鉾区税の納付 都道府県の条例で定める日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 5月31日

ワンポイント 特例民法法人

公益法人制度改革により、従来の社団法人や財団法人は、平成20年12月1日時点で自動的に「特例民法法人」となりました。平成25年11月までに公益（社団・財団）法人か一般（社団・財団）法人に移行申請しなければ解散させられますが、移行期間中は従来と同様に優遇税制が適用され、従来の名称が使えます。

相続税

対策の進め方

相続税対策は、万一の事態が生じてからでは手遅れとなってしまふことがあります。早い段階で長期的な展望の下で実施計画を作り、事業と財産をスムーズに引き継いでいく必要があります。そこで以下、相続税対策を四段階に分けて説明します。

I 相続財産の把握

相続税対策に当たっては、まず相続財産の全体を把握し、総額でどのくらいの金額になるか評価することになります。具体的には、次の順で行います。

1 本来の財産の評価

(図表1参照)

2 みなし相続財産の把握

本来の相続財産の概算計算が完了したら、次のみなし相続財産の有無を検討します。

【みなし相続財産】

- イ 生命保険金等
- ロ 退職手当金等
- ハ 生命保険契約に関する権利
- ニ 定期金に関する権利

ホ 保証期間付定期金に関する権利

へ 契約に基づかない定期金に関する権利

など

みなし相続財産は、本来の相続や遺贈によって取得した財産と同様、被相続人の死亡に基因して取得したという経済的実態と考へ相続財産となります。特に適用が多いのが次の二つです。

(1) 生命保険金

個人契約の生命保険契約について、みなし相続財産となるのは、死亡保険金のうち被相続人が保険料を支払い、被保険者が被相続人となっているものです。

(2) 死亡退職金

会社から受け取る退職金で被相続人が死亡退職金として受け取るものはみなし相続財産になります。

3 債務の把握

相続税の計算上、無制限納税義務者(日本に住所を有する者)で、相続又は遺贈により財産を取得した者については、被相続人の債務、葬儀費用のうち、その者が実際に負担する部分の金額を、相続財産の価額から控除することができます。

■図表1

財産の種類	評価方法	評価の目安
宅地	①市街地…路線価方式 ②市街地以外…倍率方式 ●相続又は遺贈により取得した宅地は、不動産貸付用その他で一定のものは200㎡までの部分について50%、特定事業用等宅地等で400㎡、特定居住用宅地等で240㎡までの部分については80%を評価額から減額できます。	時価の7~9割程度
借地権	宅地の価額 × 借地権割合	宅地価額の5~7割程度
貸宅地	宅地の価額 × (1 - 借地権割合) (貸宅地割合が定められている地域は、宅地の価額 × 貸宅地割合)	宅地価額の3~5割程度
貸家建付地	宅地の価額 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)	宅地価額の7~9割程度
家屋	固定資産税評価額 (建築中の家屋の評価は、その家屋の費用現価の70%)	時価の3~4割程度
上場株式	次の①~④のうち最も低い価格 ① 課税時期(相続・贈与のあった日)の最終価格(終値) ② 課税時期の属する月の毎日の最終価格の平均額 ③ 課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の平均額 ④ 課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の平均額	売却時の手取額程度
取引相場のない株式	①原則的評価 会社の規模に応じて類似業種比準価額方式と純資産価額方式のいずれかもしくは折衷で評価(ただし、一定の会社については必ず純資産価額方式で評価) ②例外的評価…配当還元方式	①は、業績や財産の状況によります。 ②は、配当率によります。
預貯金	預入残高 + 既経過利子 (20%源泉税控除後の金額)	解約時手取額

■図表2 配偶者がいる場合の法定相続人と法定相続分

区分	法定相続人	法定相続分	区分	法定相続人	法定相続分
被相続人に子供がいるとき	配偶者	1/2	被相続人に子供も直系尊属もなく、兄弟姉妹がいるとき	配偶者	3/4
	子供	1/2 <small>(子供が2人以上いれば均等分します)</small>		兄弟姉妹	1/4
被相続人に子供がなく、父母など直系尊属がいるとき	配偶者	2/3	被相続人に子供も直系尊属も、兄弟姉妹もないとき	配偶者のみ	1 (全部)
	直系尊属	1/3			

〈例〉

借入金…事業借入れ、住宅ローン等
未払金…割賦購入代金、医療費等
預り保証金…不動産を貸している
場合

その他債務…未納税金等

II 相続税の概算計算

相続財産の総額が決まれば、法定相続人と法定相続分により相続税の概算計算ができます。

(図表2参照)

III 争族対策



争族を防ぐためには遺言が有効ですが、通常、三つの方式があり、それぞれ長所・短所がありますので、作成する場合には十分検討して下さい。

(図表3参照)

IV 相続税対策

相続税対策は、大きく次の二

つのタイプに分かれます。

1 評価引き下げによるもの

(1) 生前の墓地購入・整備
課税資産が非課税資産となります。

(2) 空き地にマンション建築

建物は使用した金銭よりも低く評価されるほか、敷地は貸家建付地として評価され、更地の評価額よりも低くなります。

(3) 小規模宅地の有効利用

最大で評価額の八〇%が評価減となります。

2 財産分散によるもの

生前贈与は、将来の相続財産の絶対量を減らすことにより、相続税の節税になり、次のようなものがあります。

(1) 一般贈与

一月一日から十二月三十一日までの一年間に贈与された財産を「財産評価基本通達」に従って評価し、課税価格の合計額から一〇万円の基礎控除額を控除した残額に贈与税率を適用して税額を算出し、翌年の二月一日から三月十五日までに申告・納付するものです。

相続税の負担率がわかれば、贈与税率が相対的に低いところ

まで生前贈与することが、有利と言えます。

(2) 贈与税の配偶者控除

配偶者から居住用不動産の贈与を受けた場合は、基礎控除の他に二、〇〇〇万円が控除されます。

【適用要件】

① 婚姻期間が二〇年以上の配偶者からの贈与であること

② 居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与であること

③ 贈与を受けた年の翌年三月十五日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであること

④ 過去に、今回の贈与者からの贈与について、この特例を受けていないこと

(3) 住宅取得資金の贈与特例

経済対策のための時限措置として、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、平成二十三年中に贈与を受けた場合は、一、〇〇〇万円が非課税となります。

■図表3

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
証人又は立会人	不要	証人2人以上	公証人1人 証人2人以上
書く人	本人自筆 <small>(代筆、ワープロ等は認められません)</small>	公証人 <small>(遺言者が口述します)</small>	自筆でなくてもよい
署名・押印	本人	本人・証人・公証人	遺言書…本人 封書…本人・証人・公証人
日付	本人が年月日まで必ず書く	必要	遺言書…不要 封書…提出日付が必要
家庭裁判所の検認	必要	不要	必要
メリット・デメリット	●作成が簡単である ●費用がかからない ●遺言内容を秘密にできる ●紛失や変更される心配がある ●要件不備等で無効になる可能性がある	●公証人役場に保管されるため紛失や変更の心配がない ●遺言書の内容を秘密にできない ●手数料が面倒で費用がかかる	●遺言の存在を明確にでき、一方、遺言内容は秘密にできる ●変更の心配はない ●手続が幾分面倒、費用も若干かかる

(4) 相続時精算課税制度

通常の贈与制度との選択(変更不可)で、一、五〇〇万円まで無税で贈与を行うことができます。

この制度を選択した場合には、制度の対象となる相続発生時に、適用を受けた贈与財産(贈与時の時価評価)と相続財産を合算して相続税を計算し、精算しますので、贈与時より時価が上がった場合は有利、下がった場合には不利となり、必ずしも節税になるとは限りません。

法定福利費の未払い計上

法定福利費は、会社が保険料を負担することを法律で義務付けられているものです。

法定福利費として処理される内容には、一般的に社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料）と労働保険料（労災保険料、雇用保険料）の会社負担分があります。

社会保険料については、健康保険料、厚生年金保険料ともに会社と従業員の双方が負担することになっています。

そして、保険料の納期が翌月末日であるため、会社負担分について、当月負担分として1カ月分を未払い計上できることになります。

一方、労働保険料については、雇用保険料が会社と従業員の双方が負担することになっているのに対し、労災保険料は全額会社負担となっています。

労働保険料については、毎年4月1日か

ら翌年3月31日（「保険年度」という）までの年間見込み賃金を基に概算保険料を計算し、7月10日までに申告納付します。

労働保険料の損金算入時期については、申告書を提出した日または納付した日の属する事業年度の損金に算入するとされています。

したがって、概算保険料が40万円以上の会社で延納申請をして10月末日と翌年1月末日とに分納する場合でも、未払い計上をして損金に算入することができます。

また、確定保険料が概算保険料を上回った場合には、確定保険料に関する申告書を提出した日または納付した日の属する事業年度で精算され、損金に算入されます。

なお、保険年度が決算日までに終了している場合は、その申告書の提出前であっても、確定保険料の不足額は債務が確定したものと未払い計上ができます。

印紙税の還付請求権の消滅時効

印紙税の過誤納金の国に対する請求権は、その請求することができる日から5年を経過することによって消滅します。

「請求することができる日」とは、例えば、印紙納付の方法によるものであれば印紙を貼り付けた日が該当します。

5年を経過しているかどうかは、還付についての確認申請書などを納税地の所轄税務署長に提出及び提示したときを基準として判断することになります。

なお、書式表示による方法（税務署長の承認を受けて、課税文書に所定の書式を表示することにより、金銭でもって印紙税を納付する方法）などにより申告納税方式をとっている場合には、所得税などと同じように、更正の請求の方法によることとなります。

家事関連費のうち必要経費になるもの

① 家事関連費とは、個人の業務において一つの支出が家務上と業務上の両方にかかわりがある費用です。家事関連費となるものには、交際費、接待費、地代、家賃、水道光熱費などがあります。

この家事関連費のうち、次に示す金額は、必要経費に算入することができます。

主たる部分が業務の遂行上

必要であり、かつ、業務に必要である部分を明らかに区分することができる場合のその区分できる金額

② 青色申告者で、取引の記録などに基づいて、業務の遂行上直接必要であったことが明らかに区分することができる金額